

払いすぎた

市民税が戻ります

市民税が増えたのはどうして

国から地方への「税源移譲」(所得税の最低税率を10%から5%に引き下げ、住民税の最低税率を5%から10%に引き上げ)が行われたので、ほとんどの人は2007年1月から所得税が減り、同年6月から市民税が増えています。

政府・与党は「差し引きで増減はない」と大宣伝をしましたが、これは当時の定率減税の廃止による、所得税、住民税の増税をごまかすためのものでした。

所得税が少なければ差し引き増税では

所得税はその年の所得に課税し、住民税は前年所得に課税するため、2006年に比べて2007年の所得が減り、所得税非課税になった場合、住民税の増税だけ影響を受けることになります。

それはひどい なんとかならないの

日本共産党は対策を要求しましたが、政府は2007年の所得が減って所得税が非課税になった人についてだけ、住民税の一部を払い戻すことにしました。収入が

減った人でも、少しでも所得税を払った場合や、住宅ローン控除の適用で所得税が非課税になった場合は対象外で救済されません。

払い戻される人はどれくらいいるの

総務省によると、払い戻される人は200万人、金額は800億円です。一人当たり平均4万円となります。羽村市では市民税が返ってくる可能性があるかと判断できる方約1400人に6月末までに申告用紙を送っています。

それで みんなわかったの

7月16日現在で約400の方が申告に来ているそうです。しかし、羽村市からの文書が「年度間の所得変動による平成19年度住民税の減額(経過措置)」というわかりにくい表題で文章も難解なものです。まだ申告していない約1000人の中には気づいていない方も多いのではないのでしょうか。

また、市で判断した1400人以外にも税金が戻る方もいると思われます。

自分はあてはまると思うけど、返ってくるの

税金を払い戻してもらうには7月31日までに市役所に申告しなければいけません。また、2007年1月1日に別の自治体に住んでいた場合は、その当時の自治体の役所に申告書を出さなければなりません。

多くの人に知らせ、疑問があれば市役所に相談に行くなどして、市民税の払い過ぎがないようにしたいですね。

市民税が戻る可能性が高いのは

退職したが、年金額が少ないかゼロ

退職して専業主婦(夫)になった

失業して雇用保険の失業給付(非課税)を受けていた

フリーターで2007年の給与収入が100万円程度に減った

自営業で業績が悪化し、所得が大幅に減った



2008年7月20日 No.902
発行 羽村民報編集委員会
責任者 野崎 衷

日本共産党羽村市委員会事務所
電話 579-2132 FAX 579-2106
http://www.jcphamura.org

無料法律相談

8月12日(火)午後1時半~
羽村市委員会事務所 *要予約
中原まさゆき TEL 554-1163
市川 えい子 TEL 554-1140
鈴木たくや 080-1058-9450

住民税の還付を受けられる一例

夫婦世帯で06年の給与収入がボーナス含め400万円、07年4月に退職し給与収入120万円だった場合



7月6日付「赤旗」日曜版より

日本共産党が周知要求

この問題では、日本共産党の佐々木憲昭衆議院議員が昨年の国会で「しっかり周知すること」を要求しました。そこで昨年12月に総務省が「対象者に対し直接文書を送付すること」などを各自治体に通達しました。